

第八十一回 北海道鐵道株式會社所屬鐵道外十一鐵道 特別委員會議事速記錄第八號

昭和十八年二月二十四日(水曜日)午前十時十六分開會

○委員長(公爵島津忠承君) 是ヨリ開會致

シマス、昭和十八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案、營繕用品資金特別會計法案、造幣局ノ資金ニ關

改正法律案、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案、昭和十二年法律第六十九號中改正法律案、昭和十二年法律第八十號改正

法律案、以上ノ六案ニ關シマシテ御質疑ガ

ゴザイマスナラバ此ノ際御願ヒ致シタイト思ヒマス、御質疑ガアリマセヌケレバ是デ以

上六案ノ質疑ヲ打切りマシテ討論ニ移リタ

イト思ヒマス、御質疑ゴザイマセヌカ……

ソレデハ質疑ヲ打切りマシテ、是ヨリ討論ニ移リマス

○光行次郎君 只今委員長ヨリ御示ニナリ

マシタ六案ノ政府提出案ハ、極メテ時局ニ

適シタルモノト考ヘマシテ、本員ハ進ンデ

贊意ヲ表スル次第ゴザイマス

○委員長(公爵島津忠承君) 外ニ御發言ナ

イヤウデアリマスルカラ、討論ヲ終リマシ

テ、採決ヲ致シタイト思ヒマス、以上六案ハ原案通り可決スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵島津忠承君) 御異議ナイト

認メマス、全會一致ト認メマス、是ヨリ昨

日ニ引續キマシテ権太内地行政一元化ニ伴

フ権太廳特別會計ト他ノ會計トニ關涉ニ關

スル法律案、朝鮮事業公債法中改正法律案、

朝鮮簡易生命保險及郵便年金特別會計法案、臺灣事業公債法中改正法律案、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案、以上ノ五案ニ對スル御質疑ヲ願ヒマス

○子爵秋田重季君 只今議題ニナッテ居リマス諸案ニ付キマシテ、總括的ノ御質疑ガ

若シアリマセヌケレバ、朝鮮統治ノ問題ニ付キマシテ、朝鮮ノ政府委員カラ御説明ヲ

願ヒタイト思ヒマスガ、統治上ノ問題デアリマスルカラ或ハ祕密會デナケレバ御説明ガ出來ナイカトモ思ヒマス、其ノ點ヲ一應

御返事ヲ願ツテ、ソレカラ御質問致シタイト思ヒマス

○光行次郎君 其ノ前ニ一ツ質問シテ見タ

イト思ヒマスガ……

○委員長(公爵島津忠承君) ドウゾ

○光行次郎君 私チヨット此ノ案カラ的ノ外レタヤウナ質問デアルカモ知レマセヌガ、

朝鮮ト内地トノ司法一元化ニ對スル御意見ガ伺ヒタイノデアリマス、大東亞省ガ出來

マシテ少シ込ミ入ツテ來タヤウデアリマスガ、私マダ大東亞省ノ官制ヲ能ク見テ居リ

マセヌカラ、ドウ云フ風ニ其ノ邊ガナッテ居ルカ分リマセヌガ、朝鮮ノ司法制度ト内

地ノ司法制度トハ離レテ居リマシテ、司法官試補ノ修習モ朝鮮デ御ヤリニナッテ、内地

ノ他ノ點ニ付テ餘程外地ミタヤウナ感じガ

アツテ、人事ノ交流等ガ十分ニ圓滿ニ行カヌ

ヤウナ嫌ヒガアルノデゴザイマス、朝鮮モ

セヌカ

○政府委員(田中武雄君) 試補ノ修習モ、全然朝鮮ダケデヤリマスコトガ専シイノデアリマスカ、或ハ其ノ一部分ヲ東京等ニ於テヤルト云フコトモ、是ハ現在ノ制度ノ建前ヲ、只今御答ヘ申上ダマシタヤウナ建前ヲ、是ハ十分一つ研究ノ餘地ガアルノデヤナイカト思ヒマス、併シ試補ノ修習、或ハ第一回試験ト言ツタコトニ付キマシテノ詳細ヘ、私モ十分承知ヲ致シテ居リマセヌ點モゴザイマスゾデ、是等ハ御趣旨ノアリマスルヤウナ所ヲ能ク一ツ考ヘマシテ、事情ノ許ス限り朝鮮ハ朝鮮ダケデ膠著スルト云フヤウナコトノナイヤウニ考ヘテ行キタイ、制度ハ現在ノ儘デツ維持シテ行キタイ、斯様ニテ居ルノデアリマス、兎モ角現在ノ所ハ總督ノ綜合行政ノ制度ト云フモノヲ、此ノ儘デ維持ヲ致シテ行クコトガ適當デアル、斯様ナ考ヘ方デ、制度ト致シマシテハ現在ノ儘デ進メテ行キタイ、斯ウ云フ者ヲ持ッテ居ルノデアリマス

○光行次郎君 成ル程、制度トシテハ以前ノ通リデオヤリニナシテモ、御詰合ニ依ッテハ色々ノ便宜ナ方法モ講ゼラレマセウ、試補ノ修習ヲ東京デヤルト云フ御考ヘナイデスカ

ニ一ツ伺ッテ見タイト思イマス、朝鮮デ電氣事業ノ統制管理ヲナサルト云フコトヲ聞イテ居ルノデアリマスガ、ドウ云フ内容デ才ヤリニナルノデアリマスカ、此ノ機會ニ御話ガ伺ヘレバ結構デアリマス

○政府委員(田中武雄君) 只今御質問ノ朝鮮ニ於キマスル電力管理ノ問題ハ、御言葉ノ如ク只今計畫ヲ實行中デアルノデアリマス、以前朝鮮ニ於キマスル電力ノ、國家管理ト申シマスルカ統制ヲ進メテ參リマスコトニ付キマシテハ、二年程前ノ閣議デ、大體其ノ方向デ統制ヲ強化シテ行クト云フヨトニ方針ハ決定ヲ致サレテ居リマシタノデアリマス、其ノ後種々總督府ト致シマシテモ、又中央政府ト致シマシテモ、色々研究ヲ重ねテ居ダタノデアリマスガ、朝鮮ハ御承知ノ通リ配電會社ノ方ハ一應内地ヨリモ先行政致シマシテ、前宇垣總督ノ時代ニ其ノ統制ヲヤリマシテ、現在ノヤウナ數箇ノ配電會社ニ統制サレテ居ルノデアリマスルガ、段々朝鮮ニ負荷サレマシタ輕金屬工業、「アルミニウム」、「マグネシウム」其ノ他ノ電力ヲ必要ト致シマスル工業ガ段々朝鮮ニ於テ計畫ヲサレ、又朝鮮ニ於テ比較的豊富デ、又從來參リマシタノデアリマス、從ヒマシテ從來低廉デアリマシタ電力ヲ利用シナケレバナルヌ必要性ガ、國家ト致シマシテモ殖エテシテドンノ電力ヲ起シテ、サウシテ之ヲハ先ヅ電力ヲ欲シイ所ノ企業者ガ勝手ニ已テ居ルノ所ノ用ニ供スル爲ニ使シテ參ッテ居ル

ノデアリマスルガ、只今申上ゲマシタヤウナ形態ニ致シマスル  
輕金屬其ノ他ノ電力ヲ必要ト致シマスル  
般ノ工業ヲ、急速ニ而モ合理的ニ進メテ參  
リマスル爲ニハ、只今ノヤウナ形態ニ致シマスル  
テ置キマスルコトモツノ方法デハゴザイ  
マゼウト思ヒマスケレドモ、全體ヲ引ッ括メ  
マシテ電力ヲ有效ニ使フ、又事業ヲ時勢ニ  
適應セシメマシテ進捗ヲセシメテ參リマス  
ル爲ニハ、矢張リ國家管理ヲ強メテ行ク必要  
ガアル、詰リ總督府ノ管理ノ下ニ、總督府  
ノ管理ヲ強化スル必要ガアルト云フコトニ  
大體各方面ノ研究ノ結果利弊ヲ考覈致シマ  
シテ、ソヨニ結論ガ參リマシタノデ、中央  
政府トモ打合ヲ致シマシテ、サウシテ只今  
ノ發電、送電ノ會社ノ統一ヲ致シマシテ、  
サウシテ統一ハ致シマスルケレドモ、ソレ  
ニ依リマシテ從來ノ電力事業ニ特殊ノ經験  
ト特殊ノ能力ヲ持ツテ居リマスル者ノ、何ト  
申シマスカ事業欲ト申シマスカ樂シミト申シ  
マスカ、サウ云フヤウナモノヲ出來ルダケ  
減殺スルコトヲ避ケルト云フヤウナコトニ  
モ著意ヲ致シテ參リマシテ、其ノ方面ノ經  
験者ヲ、統合サレマシタ後ニ於テモ十分有  
效ニ活用シテ行クト云フヤウナ目途ノ下ニ  
只今計畫ヲ進メテ參リマシテ、尙又之ヲ實  
行致シマスルニ付キマシテハ、朝鮮ダケノ  
觀點カラ考ヘマスコトモ如何カト存ジマシ  
テ、朝鮮ノ官民ノ關係者ハ勿論、内地ノ官  
民、其ノ方面ノ經驗者、關係者ヲ委員ト致  
致シテ居ルヤウナ次第デアリマス

ノハ、一ツニ御纏メニナルノデアリマスカ、  
或ハ又配電會社ノヤウニ幾ツカニ御作リニ  
ナルノデアリマスカ

○政府委員(田中武雄君) 是ハ發送電へ大  
體一ツノモノニ纏メテ行キタイト斯様ニ考  
ヘテ居リマス、唯鴨綠江水力電氣ハ、御存  
ジノ通り日滿兩方ノアレハ關係ニナシテゴ  
ザイマスルノデ、是ダケハ全部コチラ側ノ  
片方ダケデ全部取込ンデシマフト云フコト  
ガ困難ナ事情デゴザイマスルノデ、滿洲國  
政府ノ方トモ相談ヲ致シマシテ、是ハ形ハ  
現在ノヤウニ致シテ置キマスルケレドモ、事  
實上ハアソコデ發電サレマスル所ノ電力ノ  
半分ハ總督府側ニ於キマシテ統制ノ下ニ使  
ヘル、斯ウ云フヤウナ形態ヲ取ッテ參ルコト  
ニ致シテ居リマス

○男爵飯田精太郎君 先程ノ御話デアリマ  
スト、何カ自家用ノ發電ハ認メナイヤウナ  
風ニチヨット伺ヘタノデアリマスガ、事業ニ  
依リマシテハ是非自家用ヲ認メテ、ソレニ  
ヤラシタ方ガ非常ニ斯ウ有利ニ行ク場合モ  
多々アルト思フノデアリマス、餘リニ統制  
ニ傾キ過ギマスト、却テサウ云フ事業ヲ阻  
害スルヤウナ結果ニナルヤウニ思フノデア  
リマス、自家用ノ發電ニ對シテノ御考ハド  
ンナ……

○政府委員(田中武雄君) 少シ言葉ガ不十  
分ダッタカト思フノデアリマスガ、御話ノ如  
ク、其ノ自家用ノ電力使用ヲ餘り拘束ヲス  
ルヤウナコトヲ致シマスト、却テ形式的ナ  
統制ト云フヤウナコトノ爲ニ、事業能力ヲ  
阻害スルト云フヤウナ例モ多々ゴザイマス  
ルノデ、其ノ方面ノコトモ十分考ヘマシテ、  
只今考ヘテ居リマスノハ、自家發電ヲ認メ  
ルコトハ、是ハ事業ノ性質ニ依ツテ十分一

ハ認メテ行カウ、又從来自家發電ニ依リマシテ、萬已ムヲ得ナイ、シテ、其ノ廉イ電力ヲ使ッテ居リマス爲ニ引合ツテ居ツタト云フヤウナ既得ノ事業ハ、之ヲ出來ルダケ認メマシテ、サウシテ其ノ自家發電ニ依リマシテ業績ヲ擧ゲテ居リマスル其ノ利益ヲ成ルベク害シナイ、ソレデ出来ルダケ從來ノ此ノ價格ノ點ナンカハ、ドレ位ヲ使ハスカト云フコトハマダ是カラノ問題デ、確定致シテ居リマセヌケレドモ、大體ノ目標致シマシテハ、從來ノ既得ノ電力ヲ使ッテ居ルコトノ出來タ、其ノ既得ノ利益ト云フモノヲ阻害シナイト云フ方針ノ下ニ一ツ進ンデ行カウ、斯ウ云フヤウナコトニ致シテ居ルノデアリマス、マア致シテ居ルト申シテ居リマスガ、話合ヲ只今進メテ居ル所デアリマス、ソレカラ尙是ハ必ズシモ電力問題バカリデゴザイマセヌノデ、此ノ一元統制ト云フヤウナコトニ對シマスル總督府當局ト致シマシテ執ツテ居リマスル態度ヲ、御参考迄ニ一ツ附加ヘサシテ戴キタイト思ヒマス、無論斯様ナ時節柄デゴザイマスノデ、何ト致シマシテモ或程度國家ノ管理ト云フヤウナ狀態ガ加ッテ參ルコトハ、是ハドウモ已ムヲ得ナイ現象ノヤウニ思フノデアリマスルケレドモ、併シ經濟部面ノ色々ナコトヲ見マンテモ、ドウモ單ナル制度上ノ統制モ一ツニ纏メルト云フヤウナコトダケニ依ツテハ、生産……豫期ノ増産ト云フモノガ行ハレナイヤウナ事態モ多々ゴザイマスルノデ、全體ト致シマシテハ、必ズシモ其ノ一ツニ纏メルト云フヤウナ制度方針ト云フモノヲ無暗ニ踏襲ヲスルト云フコトヲ避ケマシテ、現ニ内地ニ於キマンテモ色々統制會社ト云フモノガ出來マシテヤラレテ居リマスルガ、朝鮮ト致シマシテ

ハ一應検討ヲ加ヘマシテ、萬已ムヲ得ナイ、又サウスルコトハ宜イト思ヒマスモノニ統制ヲ實施ヲ致シテ居リマシテ、其ノ他ノ研究ノ餘地ガアルト云フヤウナモノニ付キマシテハ十分検討ヲ加ヘテ居ルト、斯ウ云フヤウナ姿勢ヲ全體ニ執ツテ居リマスノデアリマス

○委員長(公爵島津忠承君) 外ニ御質問ハ

ゴザイマセヌカ

ハ若シ政府委員ノ方デ祕密會ノ方ガ十分御付テ御質問ヲ申上ゲタイト思ヒマスガ、或シテ戴キタイト思ヒマス

○委員長(公爵島津忠承君) 秋田子爵ノ御質問ニ依リマシテ、政府ノ答辯ハ祕密會ニ於テサレタイトノ要求デアリマス、只今ヨリ祕密會ニ移リマス、議員、議事ニ關係アリ政府委員及事務ヲ執ル者以外ノ方ノ退場ヲ願ヒマス

午前十一時五十二分祕密會ニ移ル

○委員長(公爵島津忠承君) 是ニテ祕密會ニ依リマシテ、政府ノ答辯ハ祕密會ニ於テサレタイトノ要求デアリマス、只今ヨリ祕密會ニ移リマス、議員、議事ニ關係アリ政府委員及事務ヲ執ル者以外ノ方ノ退場ヲ願ヒマス

政府委員	内務省管理局長	竹内	德治君	男爵松田	正之君	黑崎	定三君	子爵安藤	信昭君
同	臺灣總督府總務長官	齋藤	一郎君	朝鮮總督府政務總監	田中	男爵神山	内田	光行	次郎君
	臺灣總督府財務局長	中嶋		朝鮮總督府財務局長	水田	竹内	健藏君	中川	大野綠一郎君
	樺太廳長官	小河		大藏次官	谷口	菅澤	飯田精太郎君	飯田	
	正儀君	恒二君		大藏書記官	河野	嘉瑞君	重成君	大野綠一郎君	
	八郎君	一之君		加藤		可吉君			

出席者左ノ如シ  
午前十一時五十分散會

委員長	公爵島津忠承君
副委員長	子爵秋田重季君
委員	侯爵筑波喜福君
伯爵大木	藤磨君

昭和十八年二月二十五日印刷

昭和十八年二月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局